

小動物（死体）の持ち込み方法

受付をします。

ここで係員が一般廃棄物（動物）搬入届をお渡しますので、住所・電話番号・氏名を記入し、手数料を支払い、領収書を受け取ります。

小動物の死体は金具類（燃えないもの）などを外し、大きさ 70 センチメートル×90 センチメートル×30 センチメートル以内の段ボール箱、紙箱、木箱等の燃える素材でできたものに収容して持ち込んでください。

死体を収容した箱の中には、缶詰、びん詰、レトルトパック、保冷剤などの燃えない素材または焼却の際に破裂する恐れのあるものは入れないでください。

徐行で下図の（緑線）を進み、動物保管庫の前で停車します。

停車位置は、係員の指示に従ってください。

停車後はエンジンを切り、駐車ブレーキを引いてください。

小さなお子さんを同伴される場合は、必ず車内で待機させてください。

死体を車から下ろし、保管用冷蔵庫の中に入れ、帰宅します。

係員の指示に従ってください。

